

## 福知山市設備強化利子補給金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、設備投資に係る融資を受けた本市の小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。以下同じ。）に対し、当該融資の利子補給として予算の範囲内において福知山市設備強化利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することに関し、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 利子補給の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人（本市に住所を有する者に限る。）又は法人とする。

- (1) 本市に主たる事業所、営業所等を有する小規模事業者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 利子補給金と同趣旨であると市長が認める他の利子補給措置を受けていない者

(対象融資等)

第3条 利子補給の対象となる融資（以下「対象融資」という。）は、本市での事業活動（市長が別に定めるものを除く。）に係る設備投資のための融資であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 200万円以上1,250万円以下の融資であること。
- (2) 償還期間が1年以上の融資であること。
- (3) 設備投資以外の資金用途を含まない融資であること。
- (4) 旧債返済を資金用途に含まない融資であること。
- (5) 申込年度の4月1日から3月31日までに実行された融資であること。

2 前項の規定にかかわらず、複数の対象融資を受ける交付対象者は、当該対象融資のうち1つについてのみを利子補給の対象とする。

(利子補給の期間)

第4条 利子補給の対象となる期間は、金銭消費貸借契約証書に基づき対象融資が実施された日から6回目の利子の支払の約定日までの間とする。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、前条に規定する期間内において支払った対象融資に係る利子の全額とする。ただし、返済が約定日から遅れた場合は、その遅れた期間に係る利子を除くものとする。

2 利子補給金の額の上限は、10万円とする。

(申込書の提出等)

第6条 利子補給金を受けようとする交付対象者は、対象融資実施後に取扱金融機関を通じて福知山市設備強化利子補給金申込書に次に掲げる書類を添えて、対象融資に係る金銭消費貸借契約を締結した日から30日以内に市長に申し込まなければならない。

- (1) 対象融資に係る金銭消費貸借契約証書の写し
- (2) 返済予定表
- (3) 対象設備の見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申込は、1交付対象者1年度につき1回を限度とする。

3 市長は、第1項の規定による申込を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、福知山市設備強化利子補給金受付通知書を交付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利子補給金の交付申請の時期及び手続等)

第7条 前条第3項に規定する交付を受けた者（以下「利子補給事業者」という。）は、第4条に規定する期間を経過する日から60日以内又は当該日の属する年度の末日のいずれか早い日までに福知山市設備強化利子補給金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 利子支払証明書
- (2) 納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利子補給金の交付を決定し、これを指令書にて通知するものとする。

（利子補給金の請求及び交付）

第8条 前条第2項に規定する通知を受けた利子補給事業者は、速やかに市長に所定の請求書により利子補給金の請求を行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求の後に利子補給金を交付するものとする。

（交付の制限）

第9条 市長は、利子補給事業者が第6条第1項の規定による申込の後、第7条第1項に規定する申請までの間に、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金を交付しない。

- (1) 対象融資を資金の使途に従って使用しないとき。
- (2) 交付対象者でなくなったとき。
- (3) その他市長が交付することが適当でないと認めるとき。

（交付の取消し及び返還）

第10条 市長は、利子補給事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金の交付を取り消し、又は既に交付した当該利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要領に違反したとき。
- (3) その他市長が不適正と認めるとき。

（帳簿等の保存）

第11条 利子補給金の交付を受けた利子補給事業者は、当該利子補給金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を当該利子補給金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要領に規定する申込書、申請書等の様式その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。